

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月10日（水）午後1時30分から午後1時58分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	石塚 英明
事務局 長補佐	大久保慎太郎
係 長	柳橋 真美

4 欠席委員 なし

5 傍聴者 なし

6 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について

報告事項 ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について  
②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について  
③制限除外の農地の移動届について

7 会議の概要

## 1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年8月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてくださいませよう願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長願いいたします。

## 1 議長（中山会長）

大変お忙しい中、8月の定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。

大雨により、東北地方をはじめ広範囲の地域で水害が発生しております。農業関係にも相当な被害が出ているようであります。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、皆様には、現地確認、農地パトロール、さらに遊休農地調査等、日ごろから精力的に取り組んでいただきまして、心から感謝申し上げます。

連日、猛暑が続いておりますので、体調管理をしっかりと、元気で仕事に励んでいただきたいと思っております。

本日の総会は、議案4件と報告事項3件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしく願いいたします。

## 1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長に願いいたします。

## 1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力よろしく願います。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、10番榎田委員、1番萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。

申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。

申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料2」をご覧ください。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。

申請地は■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料3」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上になります。

## 1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告をお願いしたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

## 1 文蔵委員

それでは報告します。8月3日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、萱橋委員、中山茂委員、私、事務局からは大久保補佐の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

別紙「参考資料1」にもありますが、発電量は49.5kwで、380wパネル288枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

別紙「参考資料2」にもありますが、発電量は49.5kwで、455wパネル232枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は3ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

別紙「参考資料3」にもありますが、発電量は49.5kwで、455wパネル23

2枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の西側になります。現地は草刈等がされておりました。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆[REDACTED]㎡と雑種地1筆[REDACTED]㎡の合計2筆[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1 事務局（柳橋係長）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は農業用倉庫兼作業場建築のためとなっております。申請地は[ ]字[ ]番、地目は登記現況とも畑、面積は[ ]㎡でございます。説明は以上です。

#### 1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告をお願いします。3番中山茂委員をお願いします。

#### 1 中山茂委員

8月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は6ページになります。

申請地は、[ ]の北東側になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆[ ]㎡を利用し、農業用倉庫兼作業場を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農業用倉庫

兼作業場を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1 事務局（柳橋係長）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は9件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積は■■■■m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積は■■■■m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>、■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>、■■■■字■■■■番、地目

は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡、合計4筆■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は■■■字■■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は■■■字■■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は■■■字■■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は■■■字■■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は■■■字■■■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

## 1 議長（中山会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。1番萱橋委員をお願いします。

### 1 萱橋委員

それでは3条の審査結果9件を報告いたします。審査の実施日時及び担当者は、先程、議案第1号で文蔵委員の報告と同じです。

初めに、受付番号1番と2番は譲受人が同じのため一括して報告いたします。申請内容は、自作地約238アールを常時従事者2名で水稻・野菜を作付けしている申請者が、規模拡大のため、登記現況とも田、2筆3,115㎡を売買により取得し、水稻を作付けする計画です。場所の詳細は9ページの地図をご覧ください。■■■■■の東に位置した民家に隣接した田んぼです。

続きまして受付番号3番、申請内容は、自作地約184アールを常時従事者2名で水稻・野菜を作付けしている申請者が、規模拡大のため、登記現況とも畑1筆、■■■■■㎡を売買により取得し、野菜を作付けする計画です。場所の詳細は10ページの地図をご覧ください。■■■■■の東側に位置した畑です。

最後に、受付番号4番から9番までは譲受人が同じのため一括して報告します。申請内容は、自作地約34アールを常時従事者1名で野菜を作付けしている申請者が、規模



拡大のため、登記現況とも畑、9筆■■■■■㎡を売買により取得し、サツマイモを作付けする計画です。場所の詳細は11ページの地図をご覧ください。■■■■■南側に位置した主要道路に隣接する9筆の畑です。

以上、1番から9番につきましては、許可要件は満たしていると判断します。別紙の配布資料農地法第3条調査書をご確認いただき、各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番、2番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号4番から9番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号4番から9番についてご質問のある方、挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。



はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

## 1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は14ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、板橋地区が1件、みらい平地区が1件、小絹地区が2件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件、駐車場整備のための売買が1件、長屋住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。15ページをご覧ください。

今回の合意解約は5件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、農地法第3条申請のためのものが4件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。16ページをご覧ください。

今回の移動届は3件となります。

申請理由は、中原線整備事業のためのものが1件、農作業所にするためのものが1件、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件となっております。

報告は以上になります。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、8月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年8月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

㊦

議事録署名委員

㊦

議事録署名委員

㊦